

令和 5 年 7 月 26 日

各位

尾鈴農業協同組合

キャッシュカードおよび通帳による ATM 取引の一部利用制限の対象者拡大について

JAバンク宮崎では、特殊詐欺被害防止の一環として、平成 30 年度より「70 歳以上かつ 2 年以上取引が無いお客さま」の方に対し、ATMでのお取引(出金・振替)に上限金額を設定し、高額のお取引を一部制限させていただいております。

しかしながら、宮崎県内では近年 65 歳から 70 歳までの年齢層でもATMを利用した特殊詐欺被害が増加していることから、下記のとおり、利用制限の対象年齢を 65 歳以上に変更させていただきます。

対象となるお客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご貯金をお守りするための取り組みとして、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 利用制限の変更開始日

令和 5 年 10 月 27 日 (金) より

2. 利用制限の変更内容

	変更前	変更後
対象となるお客さま	基準月(4月・10月)時点で、 <u>70 歳以上</u> かつ 2 年以上取引の無いお客さま	基準月(4月・10月)時点で、 <u>65 歳以上</u> かつ 2 年以上取引の無いお客さま
利用制限の内容	ATMにてキャッシュカード・通帳により、1 日あたりの出金・振替(振込含む)合計金額が 10 万円以上の取引	変更なし
利用制限の解除方法	対象となるお客さまが利用制限の解除をご希望される場合は、本人確認資料をご持参のうえ、店舗窓口にお申し出ください。	

以上